

公費解体申請時に必要な書類

必要な書類等	
被災家屋等の解体・撤去に係る申請書	様式第1号
被災家屋等の「罹災証明書」又は「被災証明書」(写し)	
申請者の身分証明書【原本】 ※代理人の場合は、代理人の身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 顔写真が付いているもの(運転免許証、パスポート等)は、1種類 ● 顔写真が付いていない健康保険証等は、2種類
申請者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの
被災家屋等の配置図(手書き可) 【建物配置図】(公費解体)	家屋等の配置を記入し、「解体」する建物等と「残す」建物等を図示してください。
被災家屋等の状況写真 【状況写真】	被災家屋等の全景その他撤去に係る対象物が特定される写真を添付してください。
固定資産評価証明書【原本】 ※直近年度のもの ※撤去を実施する被災家屋等について全ての所有者を明らかにする必要があります。	固定資産評価証明書【原本】 ⇒ 市役所1階 税務課 ※「登記事項(建物)全部事項証明書」、「登記事項(土地)全部事項証明書」の記載事項については、市が法務局に確認します。 建物が未登記で「固定資産評価証明書」に解体する建物が記載されていない場合は、原則として、土地の所有者をその建物の所有者とみなします。
【解体及び撤去する被災家屋等の一覧】(公費解体)	固定資産評価証明書【原本】と【建物配置図】(公費解体)内容が一致するように記入してください。
印鑑 ※書類に不備があった場合、訂正印が必要となりますのでご持参ください。	本人 ⇒ 実印、代理人 ⇒ 認印可、 法人 ⇒ 代表者の登録印 ※代理人の場合、委任状に押印した印鑑が必要となりますので、ご用意ください。

場合により追加で必要となる書類

代理人が申請する場合に追加で必要な書類	
被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する委任状（公費解体）	申請者の登録印が押印されたもの
共有者がいる場合に追加で必要な書類	
被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（公費解体）（共有名義人・相続権者）	共有者等全員分
共有者の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行日から3ヶ月以内のもの ● 共有者等全員分 【 入手先 】 個人 ⇒ 市役所1階市民窓口課 (※羽咋市に登録している場合) 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局
撤去工事にあたり隣接する他人の土地の使用が必要な場合に追加で必要な書類	
被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（公費解体）（隣接地権者等）	使用する土地の所有者全員分
建物登記に抵当権その他の権利登記がある場合に追加で必要な書類	
被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（公費解体）（被災家屋等に関する権利）	抵当権の解除証書等がある場合は不要 （解除証書等はコピーを取りお返しします。）
権利者の印鑑登録証明書【原本】	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行日から3ヶ月以内のもの ● 権利者等全員分 【 入手先 】 個人 ⇒ 市役所1階市民窓口課 (※羽咋市に登録している場合) 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局
借家（アパート、貸家）等で入居者がいる場合に追加で必要な書類	
被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（公費解体）（借家等の居住者）	賃借人全員分

家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が申請する場合）に追加で必要な書類	
◆遺産分割協議が成立している場合	
遺産分割協議書【原本】	原本とその写しをご持参ください。
遺産分割協議を行った相続人全員の印鑑登録証明書【原本】	原本とその写しをご持参ください。
相続関係証明書類【原本】	原本とその写しをご持参ください。 ①所有者（被相続人）の出生から死亡までの連続した戸籍・除籍謄本 ②法定相続人全員の戸籍謄抄本 ※所有者の兄弟姉妹が法定相続人となる時など、①に加えて相続関係が確認できる書類が必要となる場合があります。
相続関係図	●相続権者全員が記載されたもの
◆公正証書遺言書がある場合	
公正証書遺言書【原本】	原本とその写しをご持参ください。
相続関係書類【原本】	原本とその写しをご持参ください。 ①所有者（被相続人）の死亡が確認できる戸籍・除籍謄本等 ②相続人の戸籍謄抄本
相続関係図	●所有者と相続人の関係がわかるように記載されたもの

家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が決まっていない場合）に追加で必要な書類	
相続関係証明書類【原本】	①所有者（被相続人）の出生から死亡までの連続した戸籍・除籍謄本 ②法定相続人全員の戸籍謄抄本 ※所有者の兄弟姉妹が法定相続人となる時など、①に加えて相続関係が確認できる書類が必要となる場合があります。
被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（公費解体）（共有名義人・相続権者）	●法定相続人全員分
法定相続人全員の印鑑登録証明書【原本】	●発行日から3ヶ月以内のもの 【入手先】 個人 ⇒ 市役所1階市民窓口課 ※羽咋市に登録している場合
相続関係図	●相続権者全員が記載されたもの

法人格を持つ中小企業者・公益法人等の場合に追加で必要な書類	
商業・法人の登記事項証明書	商業・法人の登記事項証明書の記載事項については、市が法務局に確認しますので 提出不要です。

個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。